

利用料納付誓約書

(保育所利用者)

三戸町長 殿

私は、保育所入所中は、利用料を責任をもって納期限内に納付することを誓約します。

この誓約に違反したときは、地方税法の滞納処分の例により差し押さえ等の処分を受けても異議ありません。

また、正当な理由なく滞納した場合は、保育所を退所いたします。

令和 年 月 日

保護者 住所 _____
氏名 _____
電話 (自宅) _____
(携帯) 父 _____
母 _____

保 証 人

保育所入所児童の利用料については、保護者が完納することを保証します。

万一滞納したときは、私が責任をもって納付します。

令和 年 月 日

保証人 住所 _____
氏名 _____
保護者との関係 _____
電話番号 _____

利用(希望)保育所			
利用児童 (入所児童を全員記入)	氏名:	生年月日:	年 月 日
	氏名:	生年月日:	年 月 日
	氏名:	生年月日:	年 月 日

「利用料納付誓約書」及び「保証人」欄の記入にあたっての注意事項

1. 保育利用料納付誓約書及び保証人については、利用申込時に提出していただきます。
2. 保育利用料納付誓約書には、児童の保護者全員が記入してください。
3. 保証人については、以下のとおりとします。
 - ① 三戸町近郊に在住の方・・・三戸町に隣接する市町村に在住の方。
 - ② 三戸町に転入したばかり等で、三戸町に保証人になれる人がいない場合は、勤務先等で探していただくか、町外在住の方（親族等）でも可とします。
 - ③ 原則として外国籍の方の保証人は認められません。
（この場合も同様に、勤務先等で保証人を探してください。）
 - ④ 未成年者又は学生等は認められません。
 - ⑤ 社会人として責任をもって職業に就いているか又は、収入が安定している人で、確実に責任の負える人。
 - ⑥ 三戸町外の方に保証人になっていただく場合には収入の状況がわかる書類を添付していただきます。

※ なお、不明な点は三戸町役場住民福祉課（TEL0179-20-1151）までお問い合わせください。